



伊総第 1299 号

平成 29 年 2 月 8 日

伊賀市議会議長 北出 忠良 様

伊賀市長 岡 本



採択請願に係る対応状況、結果等について（報告）

地方自治法第 125 条及び伊賀市議会基本条例第 10 条の 3 の規定により請求があったみだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 請願第 2 号 風疹の予防接種費用に公費助成を求めることについて

【対応状況、結果等】

平成 25 年の風しんの流行による患者が増加したことから、平成 25 年 6 月「伊賀市緊急風疹ワクチン予防接種費用助成事業」を開始し、現在も継続して実施しています。

助成対象者は、平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、妊娠を希望する女性とその夫、妊婦の夫、妊娠及び妊娠を希望する女性と同居する家族とし、対象者 1 人につき 1 回限り上限 5,000 円を助成しており、市広報や市ホームページ等で市民へ周知しています。

（別添実施要領参照）

また、三重県においては、妊娠を希望する女性等を対象に無料風しん抗体検査を実施しています。

助成実績 平成 25 年度 590 人

平成 26 年度 128 人

平成 27 年度 116 人

平成 28 年度 93 人（平成 28 年 12 月末現在）



2 請願第 10 号 平成 33 年みえ国体開催並びに平成 32 年東京五輪キャンプ招致に向け、
スポーツ施設の整備拡充を求めることについて

【対応状況、結果等】

○平成 33 年みえ国体の開催におけるサッカー種目の誘致

現在、平成 26 年 3 月 27 日付けで、第 76 回国民体育大会三重県準備委員会会長（三重県知事）よりサッカー競技（女子サッカーの準決勝・決勝戦）ほか 4 種目（ハンドボール・軟式野球・剣道・クレイ射撃）の会場として内定をいただいています。開催決定は平成 30 年の夏頃に日体協が三重県と協議を行い決定されます。

○平成 32 年東京五輪におけるキャンプ招致

東京五輪におけるキャンプ地招致については、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合の正会員に登録し、事前合宿誘致やオリンピック・パラリンピック等経済界協議会との連携など様々な情報収集に努めているところです。また、リオ 2016 オリンピック・パラリンピック期間中に開設された Tokyo2020 JAPAN HOUSE の展示ブースに上野城、忍者博物館の写真を提供いたしました。

しかしながら、東京五輪が開催される平成 32 年を中心に、三重県、東海地方で全国的なスポーツイベントが集中している状態で、平成 30 年には東海総体、平成 32 年には全国中学校体育大会・研究大会、平成 33 年には三重国体が開催されます。キャンプ地については平成 32 年中の体育施設の利用が必須と考えられ、この平成 32 年には前述の大会、国体のプレ大会、さらにはなでしこリーグが開催されており、各種大会に向け良好な状態で体育施設を管理運営することは、至難の業であると危惧しているところであり、各種大会に必要な人員・予算についても膨大なものとなることが予想され、キャンプ地招致については現実的でないものと考えられます。

○グラウンドの芝生化

現在、芝生のグラウンドについては、上野運動公園競技場、ゆめが丘多目的グラウンド、阿山第 2 運動公園の 3 箇所にとどまっております。前回報告時から候補地を絞り込んで検討は行ってきましたが、公共施設最適化計画を進める上で、スポーツ施設については縮小化となっている施設が多く、この課題を解決していく中で、どのように現存する施設を有意義に利用していくかを検討しているところでもあります。

また、平成 33 年に開催される三重とこわか国体では、施設整備についてはなるべく現存する施設をそのまま利用して、足りないものについては、仮設や借用など工夫する

こととなっており、施設整備などの設備投資に補助金等を期待することができません。

グラウンドの芝生化についても、今後は、市全体のスポーツ施設の整備や縮小を考慮した上で、改めて必要な整備を進めていくことを検討していきます。

○Jリーグ基準スタジアムの検討整備

平成 26 年の報告にて、三重県内に基準を満たす施設がないことから、三重県立の J リーグ基準サッカー競技場を伊賀市内に建設することを強く要望していきたいと報告した後、三重県のスポーツ振興部局と協議を行いました。平成 33 年には三重国体が開催されることから箱物については一部予定があるものの、国体以外の施設整備の予定は無いとの返答でした。さらに、国体についても、既存の施設を主体として実施する予定で、不足する部分については仮設や借用で賄っていく方針であり、県立での当該施設の整備については当面ないものと考えられます。

3 請願第 12 号 伊賀市残土条例制定を求めることについて

【対応状況、結果等】

大量の土砂の市外からの違法な搬入は、地域の環境を破壊する恐れがあります。市民の皆様のご協力をいただきながら、私たちのふるさとをしっかりと守っていくためにも、市外からの違法な土砂の搬入について適切に監視・指導できるよう、条例又は要綱の制定を検討しています。

4 請願第 16 号 伊賀鉄道（伊賀線）に新駅設置を求めることについて

【対応状況、結果等】

伊賀線の存続、活性化や地域振興のため、桑町猪田道間における四十九町地内に新駅を設置することについては、平成 29 年度の着工及び開業に向け、これまでに基本設計、測量・地質調査業務等を完了し、現在、実施設計業務を進めており、今年度内に作業を終える見込みとなっています。また、駅整備に必要な国への手続きについても、本年 4 月からの伊賀線公有民営化を踏まえ、鉄道事業者の協力を得ながら申請に向けた協議を行うなど準備を進めているところです。

加えて、整備事業費に係る国及び三重県の補助制度の活用についても、それぞれに予算要望を行っており、これらの制度を活用しつつ事業を進めてまいりたいと考えています。

5 請願第 31 号 伊賀鉄道の利用者を増やす制度制定を求めることについて

【対応状況、結果等】

後期高齢者の市民を対象とした伊賀線の乗車優遇制度導入を趣旨とする提案については、鉄道経営を担う伊賀鉄道株式会社の意向を踏まえる必要があることから、同社と導入に係る課題等について協議を行っています。本年4月からの公有民営化を控え、提案の趣旨にある伊賀線の利用促進のため、高齢者のさらなる需要の掘り起こしも重要であることから、現在、認定申請に向け国との協議を進めている「伊賀線鉄道事業再構築実施計画」にも高齢者パスの発行を施策のひとつとして位置づけているところです。また、併せて、対象となる方々の利用実態やニーズを把握する必要があることから、その手法の検討も行っているところです。

乗車優遇制度を検討する上での主な課題としては、今後、伊賀線の鉄道事業を再構築していく上で、本来の収入が確保されず鉄道事業者や市の負担が増すなど伊賀線を支える主体の誰もが、過度な負担とならないような仕組みを構築する必要があり、引き続き慎重に検討してまいります。



平成 28 年度伊賀市緊急風しんワクチン予防接種費用助成事業実施要領

1 目 的

妊娠を希望する女性及び妊婦の夫等が風しん予防のためワクチン接種を受けるために要する費用を軽減することにより、先天性風しん症候群発生の予防に寄与し、もって母子の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体 伊賀市

3 実施期間 平成 28 年 4 月 1 日（金）～平成 29 年 3 月 31 日（金）

4 実施機関 伊賀市の承諾を得た伊賀市内医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。

※ なお、特段の事情により、指定医療機関で接種しがたい場合はこの限りでない。（下記「13 償還払いによる助成」を参照。）

5 対象者

この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、伊賀市の住民基本台帳に記載されている平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、次の各号に該当する者とする。

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性の夫
- ③ 妊婦の夫
- ④ 妊婦及び妊娠を希望する女性と同居する家族（接種日において 50 歳以下に限る）

6 助成金の額

対象者が指定医療機関で予防接種を受けたときは、予防接種費用として、対象者 1 人につき生涯 1 回限り 上限 5,000 円を助成する。

※ 対象者は、当該予防接種に要する費用の額から、助成金額を差し引いた額を、指定医療機関に支払う。

※ 接種費用が 5,000 円に満たない場合は、その額とする。

7 実施方法

- ① 接種希望者は、伊賀市健康推進課、いがまち保健福祉センター、または青山保健センターへ伊賀市緊急風しんワクチン予防接種補助券（以下「補助券」という。）を請求する。
- ② ①において補助券を発行された者は、指定医療機関に予約の上、補助券及び健康保険証等本人確認ができるものを持参し、指定医療機関で予防接種を受ける。
- ③ 指定医療機関の医師は、予診の際、予防接種の効果及び予防接種後、通常起こり得る副反応、まれに生じる重い副反応、健康被害救済について、被接種者に適切に説明を行う。

※ 原則、風しん単体ワクチンとするが、MR（麻しん・風しん混合ワクチン）も可とする。

④ 指定医療機関の医師は、前項の説明を行い、予診票により同意を得た場合に限り予防接種を実施する。（予診票は、伊賀市で用意します。）

⑤ 予防接種済証の交付

指定医療機関は、風しんワクチン又はMR（麻しん・風しん混合）ワクチン予防接種済証を交付願います。ただし、健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載することで、これに代えることができるものとする。

※ 予防接種済証は、必ず発行をお願いします。

⑥ 指定医療機関は、請求書に補助券・実施報告書・予診票を添付して、伊賀市健康推進課に提出する。

8 副反応報告

指定医療機関の医師が、風しんワクチン又はMR（麻しん・風しん混合）ワクチンの接種後に副反応を診断した場合には、薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の4の2第2項の報告に加えて、予防接種後副反応報告書を速やかに伊賀市健康推進課に提出する。

9 健康被害の救済

風しんワクチン又はMR（麻しん・風しん混合）ワクチンの予防接種を行ったことにより、被接種者が死亡し、又は被接種者に予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定める障害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）又は伊賀市予防接種事故災害補償に関する規程（平成16年伊賀市告示第141号）に定めるところに拠り補償を行う。

10 委託料の請求

① 請求期日

実施終了後、補助券・実施報告書・予診票を添付し、指定医療機関が市に請求する。

原則、月末締で翌月10日を目処に請求する。

なお、事務処理等の関係で、随時まとめて請求できる。

平成28年度分の請求書類は平成29年4月10日（月）必着

② 請求先

〒518-0873

伊賀市上野丸之内500番地 ハイトピア伊賀4F

伊賀市役所健康推進課

電話 0595-22-9653 FAX 0595-22-9666

11 周知方法 市の広報、ホームページなどにより周知する。



12 疑義の解決

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、伊賀市長と伊賀医師会長が協議して定める。

13 償還払いによる助成

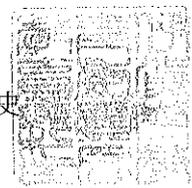
指定医療機関以外で風しんワクチン又はMRワクチンを接種し、助成金の交付を受けようとする場合、対象者は、伊賀市風しんワクチン予防接種費用助成申請書（以下「申請書」という。）に予防接種費用が確認できる領収書を添付し、平成29年4月10日(月)までに助成金を市長に請求するものとする。市長は、請求があったときは、内容を審査し、申請書を受理した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

伊教総第2557号

平成29年2月8日

伊賀市議会議長 北出 忠良 様

伊賀市教育委員会 教育長 野口 俊史



採択請願の事後の状況、対応等について（報告）

地方自治法第125条及び伊賀市議会基本条例第10条の3の規定により請求があったみだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

請願第22号（仮称）上野北部地区小学校（新居小・長田小）の校区再編に関することについて（平成27年6月24日 採択）

【経過及結果】

統合小学校は、新居小学校の位置とし、設置準備委員会で協議をいただき事業を進めています。開校時期については、設置準備委員会での合意の下、平成32年4月としています。事業の進捗状況は次のとおりです。

校舎改築—平成30年度中に完成の予定です。現在設計を行っています。

運動場等—平成31年度中に整備の予定です。

